

石川県結核予防事業補助金交付要綱

第1条 県は結核予防対策を推進するため健康診断事業に要する経費に対し感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第60条第1項の規定に基づいて、県内（金沢市を除く。）の学校又は施設の補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「県規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

第2条 前条に規定する結核予防事業の経費に対する補助率は3分の2とする。

2 補助金の交付基準は、毎年度知事が別に定めるものとする。

第3条 県規則第4条に規定する補助金交付申請書の添付書類は別紙1から別紙3のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

第4条 県規則及びこの要綱の規定に基づき知事へ提出すべき書類の提出期限、提出部数等は次表のとおりとする。

書 類 名	様 式 番 号	提 出 期 限	部 数	提 出 先
補助金交付申請書	県規則別記様式 第 1 号	毎年度別に定める 期日	1部	直接県へ提出すること
事業中止承認申請書 （変更・廃止）	第 2 号	事由を生じた日 から15日以内	1部	〃
事業実績報告書	第 4 号	当該年度の 3月31日	1部	〃
補助金（精算）請求書	第 5 号	補助金の確定通 知後	1部	〃
補助金（概算払）請求書	第 6 号	補助金の交付決 定通知後	1部	〃

2 補助事業者は、実績報告書の提出にあたり、第3条第2項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

第5条 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附則 この要綱は、昭和61年度の補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成8年度の補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附則 この要綱は、令和6年度の補助金から適用する。